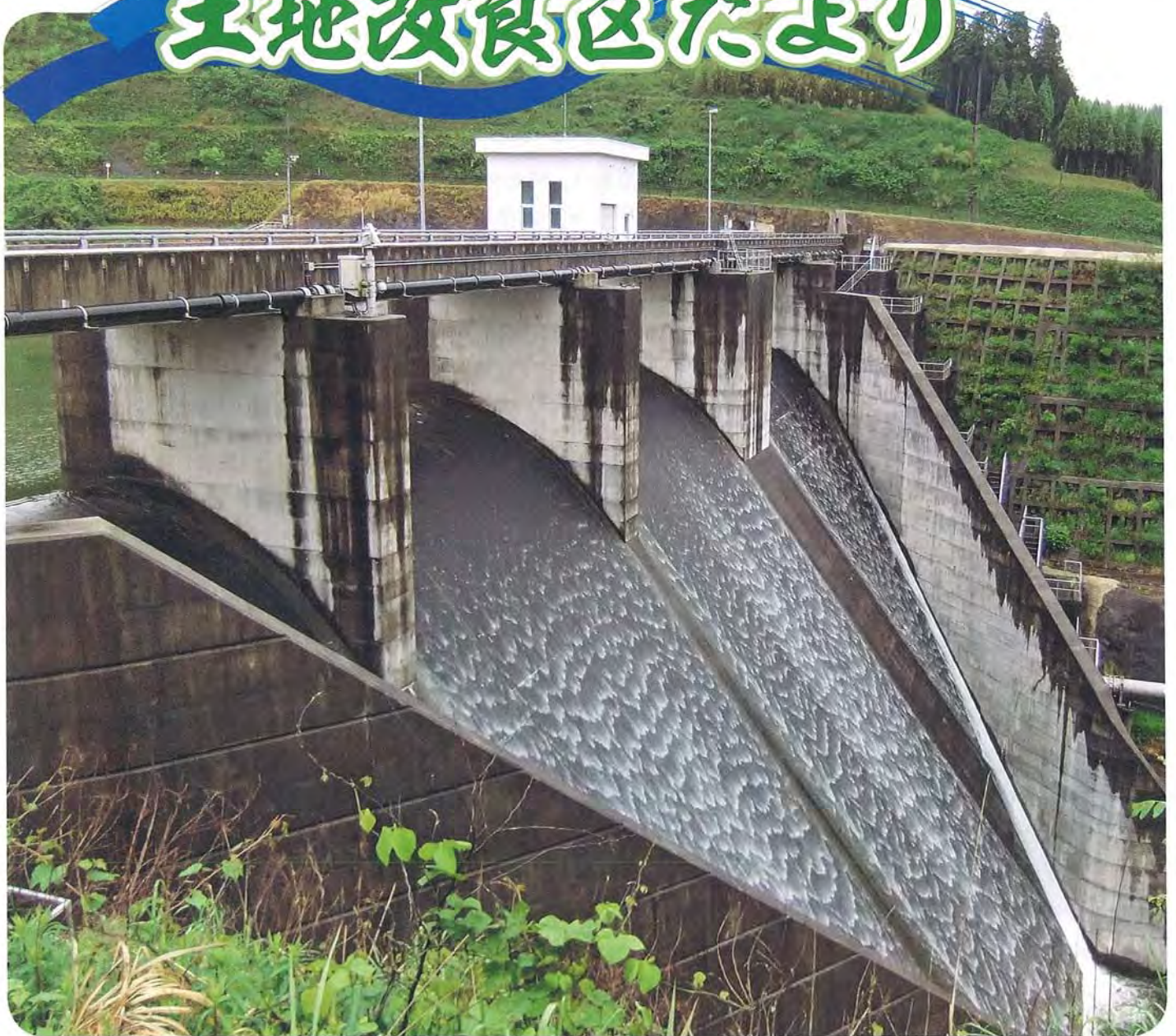


曾於南部

土地改良区だより



役員紹介

次の方々が役員として土地改良区の運営及び監査をしていただいています。
任期は平成 21 年 5 月 28 日から 4 年間です。

理事	大山 総	障子田 勝	本 田 修	一
	吉 國 敏 郎	永 屋 隆 敏	福 田 正 武	明 雄
	小 野 操 男	谷 口 薰 弘	立 山 原 正 宗	一 護
	小宇都 行 男	東 靖 悟	上 榎 屋 宗 巖	
	新 西 勝 雄	西 高 寅 男	榎 田 田 浩	
	中 崎 増 雄	北 村 寅 男	迫 田 田 浩	
監事	久 留 松 男	宮 苑 和 郎	有 田 浩 二	

(発行) 曾於南部土地改良区

〒 899-8313 鹿児島県曾於郡大崎町野方 6482 - 7

Tel (099) 471 - 0171 Fax (099) 471 - 0172

ごあいさつ

新役員と力をあわせ水利用推進

曾於南部土地改良区理事長（大崎町長）東 靖 弘



組合員の皆様方におかれましては、本土地改良区の運営に多大のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり国営曾於南部農業水利事業は、輝北ダムや野方導水路、松ヶ鼻調整池、揚水機場8か所、ファームポンド9か所、管水路パイプライン 95.1 km等の基幹的な施設は、平成 20 年度末をもってすべて完成しました。

今後は、県営による畑地帯総合整備事業により、各ほ場までの畑かん支線水路の整備、末端散水施設、走行式散水器具（スマートレイン、ロールカー）の導入促進を図り、同時に通水区域の拡大に伴う水利用の推進を図り、作物の増収、増益につなげていただくことが急務だと考えています。

そのためには、組合員、総代の方々の声を十分拝聴させていただき、理事会で協議し着実な運営を進めてまいります。

さて、近年の我が国の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や過疎、高齢化の進行、WTO 農業交渉など様々な課題に直面しております。一方、食料不足が世界的に深刻化し、輸入食品の安全性に対する消費者の不信が高まっています。




私たちは2年前に、小麦や大豆、とうもろこしなどの価格高騰を経験しました。海外からの安定的な食料輸入を確保することの難しさに気づかされたところでもあります。また、食糧問題を発端とする各国の紛争、10 億人以上が食糧危機に面しているという事実、今後の人口増加などを考え合わせれば農業や食糧問題はもはや世界的視野をもって考えなければならない問題であります。

現在日本の食糧自給率（カロリーベース）は 41%でしかなく、先進国の中でも最低の水準にあります。今後 10 年間で 50%まで引き上げることを目指していますが、一方、平成 22 年度国の農業農村整備事業予算は、対前年度を大きく下回るものでした。事業費の縮減が本地域の畑地かんがい事業整備の遅れとなることであってはならないと思います。

現在、曾於南部地区では約 300 ヘクタールでお茶、ハウス、露地野菜等で水利用が行われています。かん水の効果として天候に左右されずに計画的な作付けが可能、土壤水分確保による発芽促進、生産安定と肥料効果による収入アップなど様々な効果が実証されています。

組合員皆様の水利用に対するご理解とご協力をお願いしまして発行の挨拶とします。

●水利用に便利な器具紹介●

水道用蛇口			洗浄ホース
			
蛇口 13mm (鋼管)	蛇口 13mm (V.P)	蛇口 13mm (10m洗浄ホース付)	洗浄ホース (φ20×10m)

選択できます

取りはずせませす

●第6回総代会を開催 平成22年度予算ほか12議案を可決●

平成22年3月1日、大崎町野方農村環境改善センターで第6回総代会が開催され、平成20年度事業報告、決算の承認、平成22年度事業計画、一般会計及び特別会計など提案されたすべての議案が原案どおり可決されました。なお、特別会計ではこれまでの小水力発電特別会計ほか4つの特別会計予算でしたが、平成22年度から農地転用決済金特別会計予算が設置されました。

●平成22年度一般会計収支予算の状況●

平成22年度一般会計予算総額は、収入支出とも240,465千円となり、前年度当初予算に対しまして85%の増額となりました。

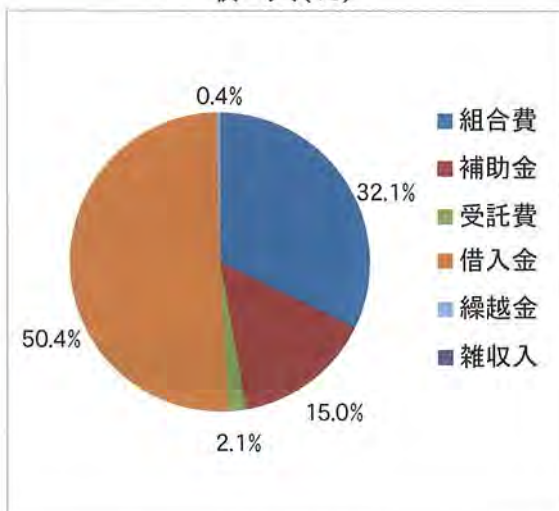
収入で、大きなものは、借入金121,176千円(50.4%)で、これは圃場内の散水施設を整備された場合に受益者負担金(事業費の20.25%)を改良区が借入れて、県に納入するものです。次に大きなものが組合費77,252千円(32.1%)で内訳は水の使用料30,294千円及び受益者負担金分割償還金14,692千円となっています。補助金36,116千円は(15.1%)は2市1町からの補助金です。

支出で大きなものは、負担金151,470千円(63.0%)で県に納入する受益者負担金です。次が維持管理費39,842千円(16.5%)は国営、県営事業によって造成された施設を管理するための電気燃料費、保守委託費、整備補修費が主なものです。事務費33,417千円(13.9%)は役員報酬、職員の給与、健康保険料、雇用保険料、公用車燃料費、消耗品費が主なものです。

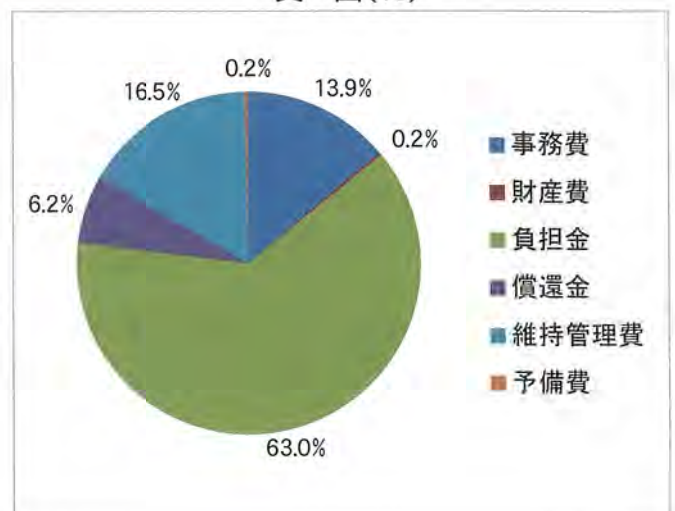
平成22年度一般会計収支予算の内訳

収 入			支 出		
費 目	予算額(千円)	構成比(%)	費 目	予算額(千円)	構成比(%)
1. 組合費	77,252	32.1	1. 事務費	33,417	13.9
2. 補助金	36,116	15.0	2. 財産費	429	0.2
3. 受託費	4,952	2.1	3. 負担金	151,470	63.0
4. 雑収入	168	0.1	4. 償還金	14,865	6.2
5. 繰入金	1	0.0	5. 維持管理費	39,842	16.5
6. 借入金	121,176	50.4	6. 予備費	442	0.2
7. 繰越金	800	0.3			
計	240,465	100.0	計	240,465	100.0

収 入(%)



支 出(%)



●平成 20 年度事業報告及び決算が承認される●

地区の状況

地区面積	3,988.4ha	組合員数	5,310名
------	-----------	------	--------

資 産

1 流動資産	2,290,010 円	預金等（J Aそおかごしま、J Aあおぞら、鹿児島銀行）
2 特定資産	17,136,375 円	特別会計（財政調整、退職給与、用地取得業務、小水力発電事業、発電事業補修等）積立金
3 出 資 金	1,000 円	J Aあおぞら
4 固定資産	15,244,409 円	公用車 4 台、机他 339 点
合 計	34,671,794 円	

負 債（県営畑地帯総合整備事業末端散水施設の受益者負担金借入残高）

借入年度	平成 20 年度末借入残高	借入先金融機関
平成 18 年度	4,348,532 円	あおぞら農業協同組合（10 年償還）
平成 19 年度	5,914,149 円	日本政策金融公庫（ 〃 ）
平成 20 年度	17,313,000 円	〃 〃（ 〃 ）
合 計	27,575,681 円	

●平成 20 年度一般会計収支決算の状況●

平成 20 年度一般会計決算は収入総額 98,470,439 円、支出総額 96,342,029 円となり差引 2,128,410 円を平成 21 年度へ繰越しました。収入で、受託費 42,150,000 円（42.8%）で内訳は操作体制整備事業費、県営事業受託費です。組合費 33,630,981 円（34.2%）は水利用料と末端散水施設受益者負担金です。借入金 17,313,000 円（17.6%）は末端散水施設受益者借入金が主なものです。支出で、負担金 44,795,496 円（46.5%）は末端散水施設受益者負担金です。維持管理費 39,811,150 円（41.3%）は電気料等が主なものです。

平成 20 年度一般会計収支決算の内訳

収 入			支 出		
費 目	決算額(円)	構成比(%)	費 目	決算額(円)	構成比(%)
1. 組合費	33,630,981	34.2	1. 事務費	8,883,383	9.2
2. 補助金	0	0.0	2. 財産費	2,852,000	3.0
3. 受託費	42,150,000	42.8	3. 負担金	44,795,496	46.5
4. 雑収入	389,799	0.4	4. 維持管理費	39,811,150	41.3
5. 繰入金	2,800,000	2.8			
6. 借入金	17,313,000	17.6			
7. 繰越金	2,186,659	2.2			
計	98,470,439	100.0	計	96,342,029	100.0

平成 20 年度特別会計収支決算の状況

会 計 名	収入総額 (円)	支出総額 (円)	差引残金 (円)
財政調整積立金	6,825,827	2,800,000	4,025,827
退職給与積立金	5,212,983	0	5,212,983
用地取得業務積立金	1,849,891	0	1,849,891
小水力発電事業積立金	6,007,498	5,178,697	828,801
発電事業補修等積立金	5,218,873	0	5,218,873

土地改良区からのお願い

●農地の売買、移譲には届出を●

- ◇農地の売買、賃貸借による移動がある場合
- ◇組合員が農業者年金受給のため経営移譲又は贈与された場合
- ◇道路、水路拡幅等で畑地面積が変更になった場合
- ◇届け出用紙は、土地改良区にあります。

●給水栓の開閉はゆっくりと●

- 給水栓の開閉で注意していただきたいことは、一気に水を流し込んだり、止めたりすることです。各圃場での取水及び止水操作は、ゆっくりと行ってください。
- 農作業や農機具の移動等で各圃場の給水栓を破損しないように気をつけてください。破損すれば各個人負担となります。目印等を立てて破損防止を行ってください。
- 漏水等の施設を見つけましたら、土地改良区へご連絡ください。
- 制水弁、減圧弁等の操作は土地改良区用水施設設置及び管理規程により勝手に操作できません。操作する場合は、土地改良区まで連絡してください。
- 輝北ダムでは、魚釣り、遊泳は禁止です。

●給水開始表示板を設置します●

☆平成 22 年度より水利用されている畑地に開栓届済の標示板を順次設置する予定です。

標示板設置につきましては、個別の連絡はしませんのでご理解とご協力をお願いします。

(標示板のサイズは、横約 20 cm、縦約 15 cm、支柱の長さ約 100 cmです)



輝北ダム見学の案内

ダムやファームポンドを見学しませんか

4,000 分の台地を潤す水、県下で三番目の貯水量を誇る輝北ダム、晴天の日は開聞岳まで見える日本一のファームポンドもあります。また、どのようなシステムによって畑に水が流れてくるのか知りたい方は、是非、畑地かんがい施設の見学にいらしてください。きっと、自然の恵み、水の大切さを肌で感じる良い機会となるはずです。見学をご希望の方は、事前に曾於南部土地改良区までお申込みいただくとご案内いたします。



ダム管理棟で説明を受ける市成中学校の皆さん